

指定介護予防支援の対象拡大に関する Q & A

令和7年8月1日時点

No.	質問内容	回答
1	どのような改正が行われたのですか。	これまでは、要支援者の介護予防サービス計画は、「地域包括支援センター」または「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のみが作成できることとなっていました。 令和6年度以降、「指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所」が、地域包括支援センターから委託を受けずに、介護予防サービスを作成できるようになりました。
2	市町村ごとに指定を受ける必要があるのですか。	介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者（市町村）ごとに指定を受ける必要があります。
3	指定を受けた場合、地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けることはできますか。	指定介護予防支援事業者の指定の有無にかかわらず、これまでどおり、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することが可能です。 【参考】 令和6年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1) (令和6年3月15日) 問123 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf
4	指定介護予防支援事業者の指定を受けるための要件は何ですか。	以下のページに、本市における指定の手続き等を掲載していますので、ご確認ください。 https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1550121234677/index.html
5	利用者にとって何が変わりますか。	これまでは、利用者（要支援者）は、地域包括支援センターと契約を締結（地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託を行う場合は、別途、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で委託契約を締結）することのみ可能でしたが、今回の改正により、指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所と直接契約を締結することが可能となります。
6	要支援者の全てのプランが対象になるのですか。	介護予防支援のみが対象となり、介護予防ケアマネジメントは対象になりません。 ◆介護予防支援：「予防給付のみ」又は「予防給付と総合事業の両方」のサービスを受ける方のプランの作成等 ◆介護予防ケアマネジメント：「総合事業のみ」のサービスを受ける方のプランの作成等
7	地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、指定を受けた後のプラン作成に係る利用者との契約はどうすればよいですか。	指定を受ける際、あらかじめ委託元の地域包括支援センターへ連絡のうえ、利用者との契約方法について調整してください。居宅介護支援事業所が直接担当する場合は、利用者との契約の締結が必要となります。介護予防ケアマネジメントのプランについては、引き続き地域包括支援センターとの契約となります。なお、指定を受けた場合でも、委託で介護予防支援のプランを作成することは可能です（質問No.3参照）。
8	指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所から他の居宅介護支援事業所への委託はできますか。	できません。居宅介護支援事業所への委託ができるのは地域包括支援センターのみです。

指定介護予防支援の対象拡大に関するQ & A

令和7年8月1日時点

No.	質問内容	回答
9	居宅介護支援事業所が利用者と直接契約となった場合、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの関係はどうなりますか。	請求事務を居宅介護支援事業所が実施することとなりますが、ケアプランや支援に関する相談、連携等はこれまでどおり行っていただくことができます。
10	単位数はどうなりますか。	◆介護予防支援費（Ⅰ）442単位 ※地域包括支援センターのみ ◆介護予防支援費（Ⅱ）472単位 ※指定居宅介護支援事業者のみ 指定を受けた場合は介護予防支援費（Ⅱ）となります。
11	居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が要支援認定となり、引き続き同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、初回加算を算定できますか。	算定できません（居宅介護支援費の算定時においても同様です）。 【参考】 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.3）（令和6年3月29日）問6 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239536.pdf
12	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受け、当該利用者に対し介護予防支援を直接実施する場合、初回加算を算定できますか。	算定できません。 なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として、改めてアセスメント等を行ったうえで、介護予防サービス計画を作成する必要があります。 【参考】 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.3）（令和6年3月29日）問7 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239536.pdf
13	居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、委託連携加算を算定できますか。	委託連携加算は、地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するものであるため、居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合は、算定できません。
14	居宅介護支援事業所が居宅介護支援を行っていたが、利用者が要支援認定となり介護予防サービスに移行し、引き続き同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はありますか。	利用するサービスが居宅介護支援から介護予防支援へと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります。
15	指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行っていたが、利用者の利用サービスが総合事業のみとなり介護予防ケアマネジメントに移行し、引き続き同一の居宅介護支援事業所が地域包括支援センターからの再委託を受けて介護予防ケアマネジメントを行う場合、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はありますか。	利用するサービスが介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ、主体となる担当事業所が居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります。

指定介護予防支援の対象拡大に関するQ & A

令和7年8月1日時点

No.	質問内容	回答
16	<p>地域包括支援センターからの再委託により居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを行っていたが、利用者が介護予防給付のサービスを追加することになり介護予防支援に移行し、引き続き同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はありますか。</p>	<p>利用するサービスが介護予防ケアマネジメントから介護予防支援へ、主体となる担当事業所が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります。</p>
17	<p>居宅介護支援事業所が介護予防支援の一連の業務を行っていたが、結果的に利用サービスが総合事業のみとなった場合、重要事項説明や利用者との契約をどのように取り扱えばよいですか。</p>	<p>利用サービスが総合事業のみの場合は介護予防ケアマネジメントとなるため、居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターからの再委託を受けずに介護予防ケアマネジメントを実施し、報酬請求事務を行うことはできません。改めて、地域包括支援センターが利用者に対して重要事項説明から実施し直す必要があります。</p> <p>利用者に、総合事業利用の意向があり、かつ、介護予防給付サービス利用の有無が流動的な場合は、居宅介護支援事業所と、利用者の居住地を担当する地域包括支援センターとが連携し、あらかじめ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの重要事項説明を実施して介護予防支援の利用契約を締結しておくなど、サービスの円滑な利用に努めてください。あらかじめ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの重要事項説明が実施されていれば、仮に、一連の業務の結果、結果的に総合事業のみとなった場合でも、居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから再委託を受けて介護予防ケアマネジメントをスムーズに実施することができます。この場合、地域包括支援センターが報酬請求事務を行うこととなります。</p> <p>サービス利用月の翌月以降、結果的に利用サービスが総合事業のみとなっていることが分かった場合は、上述のとおり、居宅介護支援事業所は報酬請求事務を行うことができません。サービス利用月に遡っての再委託はできず、再委託による介護予防ケアマネジメントがスムーズに行われないうちに該当するため、償還払い（利用者の一時的な10割負担）となる場合があります。</p> <p>なお、総合事業のみの利用となることが月途中で判った場合は、速やかに利用者が居住する地域を担当する地域包括と連携をとってください。</p> <p>※現状、包括的な委託を行った場合の事務フローについて、本市の介護保険システムで対応できないことから、当面の間は実施しません。</p>